

長崎短期大学と佐世保市保育会との

包括連携に関する協定書

長崎短期大学と佐世保市保育会は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、長崎短期大学と佐世保市保育会が、相互の資源を活用した連携を推進することで、地域社会の教育・保育に関わる人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 地域貢献・地域連携の取組みに関すること
- (2) 教育・保育の向上に関すること
- (3) 教育・保育人材の受入・育成・輩出に関すること
- (4) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(その他)

第4条 両者はこの協定内容を誠実に履行するものとし、この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

第5条 この協定書は2通作成し、両者署名押印のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成27年11月18日

長崎短期大学

学長

安部 恵美子



佐世保市保育会

会長

安部 香織

